給与支払報告書（個人明細書） 記入例

※1人につき2部作成し、総括表をつけて平成31年1月31日（木）まで提出ください

※「★」印は必ず記入してください。
※「◇」印は該当する項目に、○か数字又は名前等の必須事項を記入ください。

社会保険料の金額欄
社会保険料の金額を記入します。
なお、小規模企業共済等掛金控除がある場合は、社会保険料と2段書きで記入してください。
その際、社会保険料の金額には、小規模企業共済等掛金控除も含めた金額を記入して下い、
上段・・・小規模企業共済等掛金控除額
下段・・・社会保険料の金額

生命保険料及び地震保険料の控除額欄
「給与所得者の保険料控除申請書」に基づいて控除した金額を記入してください。

住宅借入金等特別控除の額の内訳欄
住宅借入金等特別控除が算出所得税を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記入してください。

控除対象配偶者欄および控除対象扶養親族欄
非居住者の場合は区分欄に「○」を付します。
（対象者の個人番号を忘れず記入してください）

16歳未満の扶養親族欄
16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には区分欄に「○」を付します。
（対象者の個人番号を忘れず記入してください）

本人該当事項
本人が該当する欄に「○」を付します。
・「未成年者」・・・平成11年1月3日以降生まれで未婚の人。
・「乙欄」・・・乙欄分給与に該当するとき。
・「寡婦」・・・「年末調整のしかた」参照。離婚の場合、扶養親族などがなければ寡婦に該当しません。
・「勤労学生」・・・平成30年中の合計所得が65万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下の学生。

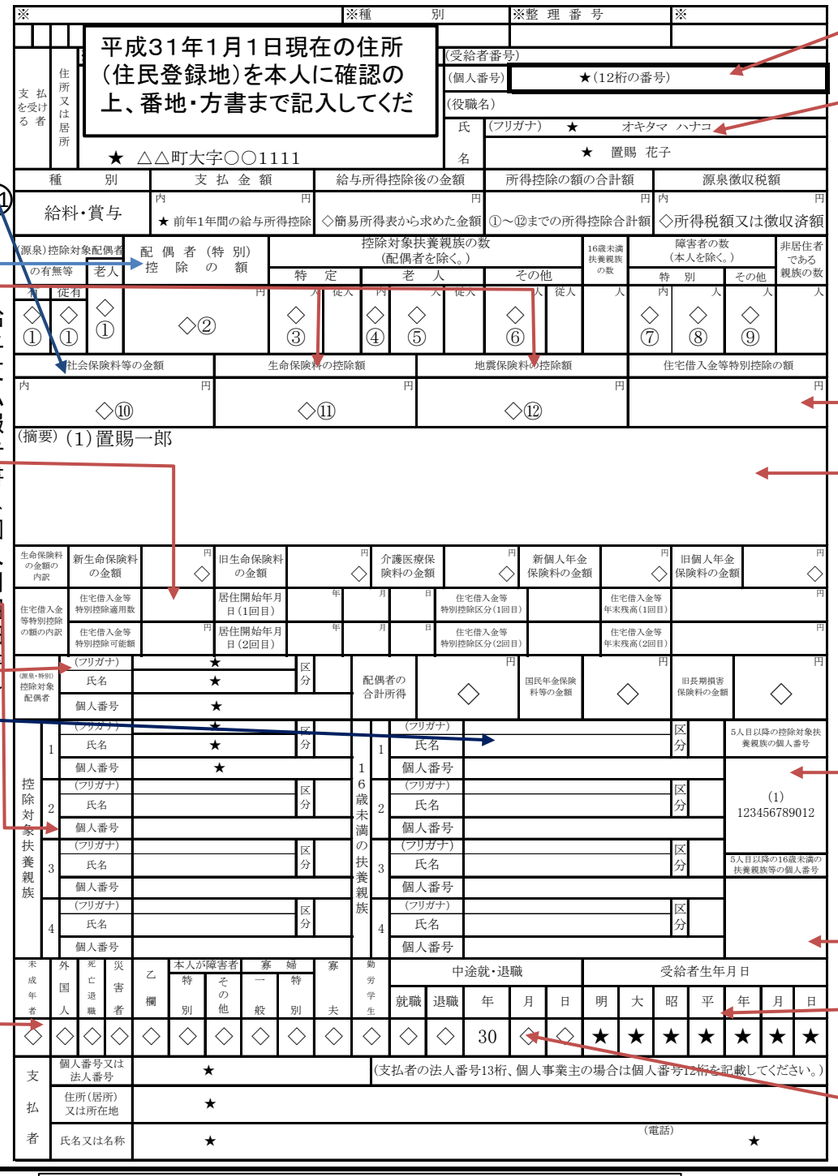

個人番号の欄
給与の支払いを受けるもの個人番号を記入してください。

フリガナの欄
フリガナは正確に記入してください。

住宅借入金等特別控除の額欄
「給与所得者の（特定増改築等）」住宅借入金特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金特別控除の額を記入してください。

摘要欄
・前職分の支払額を含めて年末調整した場合
必ず前職の退職年月日、会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記載してください。（記載がない場合は、前職合算がないものとして扱います。）
・控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
5人目以降の控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族氏名を記載します。この場合、氏名の前には、括弧書きの数字を付し、(5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号)欄および(5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号)欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。
16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載します。
対象扶養親族が非居住者である場合および16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合には、氏名の後に（非居住者）と記載します。
・その他、希望、連絡がある場合
例）訂正分、再提出分、など朱書きで記載してください。

5人目以降の控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の個人番号欄
控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載します。マイナンバーの前には括弧書きの数字を付し（摘要）欄に記載した記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

受給者生年月日欄
本人への確認が必要です。必ず記入してください。

中途就・退職欄
平成30年中に中途就職または退職（死亡退職も含む）の場合は、就職・退職欄に○印をつけ、その月日を記入してください。（○印の表示がないと、退職者でも在職扱いになる場合があります）なお、同年中に就職と退職の両方があった場合は退職月日を記入してください。

扶養親族等の記入欄

配偶者特別控除の額
配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の合計所得からもとめた特別控除額を記入してください。
また、配偶者の合計所得を配偶者の合計所得欄に記入してください。

※別表（配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額表）より控除額を計算してください。

特定扶養親族
平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれの人数を記入

控除対象配偶者
「有」主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合。
「従有」従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合。
「老人」控除対象配偶者が70歳以上（昭和24年1月1日以前生まれ）の場合。

老親扶養親族
・「老人（人）」・・・老親扶養者（昭和24年1月1日以前生まれ）の人数
・「老人（内）」・・・同居の老親扶養親族の人数

障害者の数欄
扶養親族のうち、障害者に該当する人数を記入してください。
・「特別（人）」・・・特別障害者の人数
・「特別（内）」・・・同居の特別障害者の人数
・「その他」・・・一般の障害者の人数

16歳未満扶養親族の数欄
平成15年1月2日以降に生まれた者の扶養親族の数を記入します。

非居住者である親族の数欄
配偶者控除または配偶者特別控除の対象となる配偶者および扶養控除の対象となる扶養親族のうち、非居住者がいる場合および16歳未満の扶養親族のうち国内に住所を有しない方がいる場合に、人数を記入します。